

監 委 第 88 号
平成 25 年 8 月 27 日

霧島市長 前田 終止 殿

霧島市監査委員 大山 東生
同 岸本 博人
同 時任 英寛

平成 24 年度決算に基づく霧島市健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第
22 条第 1 項の規定により審査に付された，平成 24 年度決算に基づく霧島市健全化判断比
率及び資金不足比率を審査した結果，別紙のとおり意見を決定したので提出します。

平成24年度決算に基づく霧島市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成24年度決算に基づく霧島市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成25年8月16日から平成25年8月27日まで

第3 審査の方法

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

指 標	平成24年度決算に基づく健全化判断比率	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	(△4.20%) 該当なし	11.64%	
②連結実質赤字比率	(△18.66%) 該当なし	16.64%	
③実質公債費比率	10.9%	25.0%	
④将来負担比率	49.4%	350.0%	

※ 表の当年度健全化判断比率の欄の上段の()書きは、算出結果の比率が負数(比較対象外)であるが、参考値として表示したものである。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

早期健全化基準の実質赤字比率は11.64%であるが、本市の算出結果は負数であり良好な状態であると認めた。

② 連結実質赤字比率について

早期健全化基準の連結実質赤字比率は16.64%であるが、本市の算出結果は負数であり良好な状態であると認めた。

③ 実質公債費比率について

早期健全化基準の実質公債費比率は25.0%であるが、本市の算出結果は10.9%であり良好な状態であると認めた。

④ 将来負担比率について

早期健全化基準の将来負担比率は350.0%であるが、本市の算出結果は49.4%であり良好な状態であると認めた。

なお、将来負担比率の算定において対象団体の経営状況も常に注視されたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成24年度決算に基づく霧島市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成24年度決算に基づく霧島市公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成25年8月16日から平成25年8月27日まで

第3 審査の方法

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

会 計 名	平成24年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	(△ 102.91%) 該当なし	20.0%	地方公営企業法 適用企業
工業用水道事業会計	(△ 1,338.68%) 該当なし		
病院事業会計	(△ 49.93%) 該当なし		
下水道事業特別会計	(△ 12.94%) 該当なし		地方公営企業法 非適用企業
温泉供給特別会計	(△ 20.26%) 該当なし		

※ 表の当年度資金不足比率の欄の上段の()書きは、算出結果の比率が負数(比較対象外)であるが、参考値として表示したものである。

(2) 個別意見

すべての会計において資金不足額が算出されず、良好な状態であると認めた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。